

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次
◇規則 職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

規 則

職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十七号

職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の積善学園の項中

主任及び保母のうち児童と起居を共にしない職員

を

主任、児童指導員及び保母のうち児童と起居を共にしない職員

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中

部長 企画室長 次長 課長 中海干拓室

長 参事 主査 課長補佐 中海干拓室長

補佐 副参事（庶務に関する事務を行なう

ものに限る。） 経理室長 総括主計員 主

計員 秘書係長 管理係長（総務管財課に

所属するものに限る。） 法制係長 人事係

長 給与係長 厚生係長 財政係長（財政

課に所属するものに限る。） 船長 人事係

主事（企画に関する事務を行なうものに限

る。） 給与係主事（企画に関する事務を行

なうものに限る。） 守衛長

を

部長 企画室長 次長 課長 参事 主査
 課長補佐 副参事(庶務に関する事務を行なうものに限る。) 経理室長 総括主計員 主計員 秘書係長 管理係長(総務管財課に所属するものに限る。) 法制係長 人事係長 給与係長 厚生係長 財政係長(財政課に所属するものに限る。) 船長 人事係主事(企画に関する事務を行なうものに限る。) 給与係主事(企画に関する事務を行なうものに限る。)

に改め

同表の知事の事務部局の職業訓練所の項中

所長 庶務係長

を

所長 次長

に改め

同表の知事の事務部局の種畜場の項中

場長

を

場長 分場長

に改め

同表の教育委員会の事務部局等の教育委員会事務局の本庁の項中

教育長 課長 主査 課長補佐 経理室長
 議事秘書係長 管理係長 給与係長 学務係長 人事第一係長 人事第二係長 管理係主事(人事関係の企画に関する事務を行なうものに限る。) 給与係主事(人事関係の企画に関する事務を行なうものに限る。) 人事第一係主事(企画に関する事務を行なうものに限る。) 人事第二係主事(企画に関する事務を行なうものに限る。)

を

教育長 次長 課長 主査 課長補佐 経理室長 議事秘書係長 管理係長 給与係長 学務係長 人事第一係長 人事第二係長 管理係主事(人事関係の企画に関する事務を行なうものに限る。) 給与係主事(人事関係の企画に関する事務を行なうものに限る。) 人事第一係主事(企画に関する事務を行なうものに限る。) 人事第二係主事(企画に関する事務を行なうものに限る。)

に改め

同表の教育委員会の事務部局等の教育機関の高等学校の項中

校長 教頭 定時制主事 通信制主事
 校主任 事務長 船長 機関長

を

校長 教頭 定時制主事 通信制主事
 校主任 舎監長 事務長 船長 機関長

に改め

同表の監査委員事務局の項中

局長 局長補佐

局長 次長

同表の人事委員会事務局の項中

局長 次長 課長 係長

局長 次長 課長 係長 主任

を

に改め、

を

に改め、同表の備考の

1中「室長補佐」、「館長補佐」又は「局長補佐」を「室長補佐」又は「館長補佐」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行す